

川口市情報公開・個人情報保護審査会運営要領

平成13年4月18日審査会承認

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第52号。以下「条例」という。）第11条に則り、かつ行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法律」という。）の趣旨にかんがみ、本審査会が諮問を受けた不服申立ての審査等について必要な事項を定めるものとする。

(審査の原則)

第2条 審査会は、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号。）第16条又は川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号。）第28条の規定に基づく諮問に応じ、請求に対する決定に関し不服審査を行うときは、条例第7条に基づき当該決定に係る公文書の提示を求め、これを参照して審査することを原則とする。

(実施機関の理由説明書)

第3条 審査会が審査を行う場合には、当該不服申立てに係る処分を行った実施機関に対し、期限を定めて理由説明書の提出を求めるものとする。

2 前項の理由説明書には、請求に対する決定の根拠条項及びそれに該当する旨の具体的な理由を記すものとする。

3 審査会は、第1項の理由説明書が提出されたときは、速やかに不服申立人にその写しを送付するものとする。

(不服申立人の意見書)

第4条 審査会は、不服申立人に対し、期限を示して、前条の理由説明書に対する意見書の提出を求めることができる。

2 審査会は、前項の意見書が提出された場合には、速やかに実施機関にその写しを送付するものとする。

(意見陳述の聴取等)

第5条 審査会は、条例第7条第4項の規定により、不服申立人、参加人、実施機関の職員その他の関係者に対し、意見又は説明を聴くために出席を求めるほか、不服申立人から口頭意見陳述の申出を受けた場合には、その機会を設けるものとする。

2 前項の出席を求めるときは、書面により通知するものとする。

(不服申立人等の口頭意見陳述の手続)

第6条 審査会は、意見又は説明を求められた不服申立人又は参加人が、特定の補佐人の付添いを文書により申出をした場合には、その補佐人の付添いを承認することができる。

2 不服申立人の口頭意見陳述にあっては、代理人及び補佐人は、意見陳述を行うことができる。

3 不服申立人の口頭意見陳述の期日、陳述時間等については、審査会が不服申立人の意見を聴いて定める。

4 第1項の申出に対する回答は、書面により行うものとする。

（争点の確定及び補充資料の提出）

第7条 審査会は、審査における争点を確定するため必要と認めるときは、実施機関に対して釈明を求め、その際、期限を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。第3条第2項の規定は、補充説明書に準用する。

2 審査会は、補充説明書の提出があった場合その他必要と認める場合には、不服申立人に対し、期限を示して、補充意見書の提出を求めることができる。第4条第2項の規定は、補充意見書に対して準用する。

3 審査会は、答申においては、当該不服申立ての審査上有意義と認められる争点について判断する。

（公文書等の保全）

第8条 審査会は、実施機関が係属事件の審査に重要な関係を持つ公文書等を所管している場合には、当該不服審査が終了するまではその公文書等を保全するよう求めることができる。

（議事録の作成）

第9条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月18日から施行する。

意見陳述通知書

平成 年 月 日

様

川口市情報公開・個人情報保護審査会会長

年 月 日付けで、不服申立てのあった次の件について、口頭による意見を求めますので、下記のとおり出席くださいますよう通知いたします。

請求に係る内容	
実施機関の処分 内容	
不服申立ての趣旨 及び内容	
意見陳述の 期日及び時間	
場所	
連絡先	
備考	

（注）意見陳述の当日は、この通知書を持参してください。

補佐人出席申出書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市情報公開・個人情報保護審査会会長

申出人 (氏名)

不服申立人等の意見陳述の機会にあっては、下記の補佐人が出席出来るよう要請します。

不服申立人又は 参加人の住所・ 氏名・電話番号	
補佐人の氏名	
意見陳述の 期日及び時間	
補佐人出席申出 の理由	

補佐人出席回答書

平成 年 月 日

申出人（氏名） 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会会長

年 月 日付けであった、意見陳述の機会への補佐人出席の申し出について、下記のとおり回答します。

出席の可否	可 ・ 否 否の場合その理由
承認する 補佐人の氏名	
不服申立人 及び参加人氏名	
意見陳述の 期日及び時間	

参加人

実施機関の公開決定・開示決定等に利害関係を有する者であって、行政不服審査法第24条の規定により、実施機関の許可を得て、不服申立手続に参加する者をいい、具体的には、公開請求者が不服申立人の場合における、反対意見書を提出した第三者、反対意見書を提出した第三者が不服申立人の場合における公開・開示請求者等である。

補佐人

意見陳述の場において、不利益処分の原因となる事実について専門的知識をもって当事者又は参加人を援助する第三者をいい、当事者又は参加人の発言機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者である。具体的には、当事者又は参加人が言語障害者や外国人である場合に、その陳述を補佐する者等である。

補佐人の出席許可については、当事者等の防衛権の適正な行使又は聴聞の審査の円滑な進行の上で必要と認められる場合には、聴聞手続の趣旨から、当然にそれを許可することが必要である。その手続は、聴聞規則第7条第1項及び第2項の規定による。